

## 公立大学設置者における「一部事務組合」と「諏訪広域連合」の比較

組 織		一部事務組合	諏訪広域連合
項 目			
一部事務組合の設置		一部事務組合設置に関する事務が発生。	不要。
議会の設置		新たに設置が必要。	既存の議会体制の変更(新たな委員会の設置等)が必要。 大学関係の議会回数等が増加。
公立大学関係事務		公立大学に特化した事務が可能。	新たに公立大学に関する事務が加わり、事務局の負担が増加。
関係経費	◎議会費	新規増	増加
	◎一般経費 《相違する項目及び特記すべき項目》		
	・正副組合長等役員に係る報酬・旅費	新規増	—
	・事務所管理経費 (事務所賃借料、光熱水費)	新規増	新規増 (別途に事務所を設けることを想定)
	◎その他開学経費	新規増	新規増
	◎評価委員会経費	新規増	新規増
	◎設立委員会経費	新規増	新規増
◎人件費	新規増	増加	
負担割合		大学設置経過を踏まえた独自の負担割合の設定が可能。  【参考】短大設置時の負担割合  <ul style="list-style-type: none"> <li>・岡谷市 6.71 %</li> <li>・諏訪市 5.82 %</li> <li>・茅野市 81.42 %</li> <li>・下諏訪町 3.09 %</li> <li>・富士見町 1.92 %</li> <li>・原村 1.04 %</li> </ul>	新規事業の負担割合には別途に協議が必要だが、原則として現行の広域割がある。  【参考】広域割  <ul style="list-style-type: none"> <li>・均等割 20%</li> <li>・人口割 80%</li> </ul>
責任の所在		組合管理者が代表として責任を負うこととなる。	連合長が代表として責任を負うこととなる。

※ 広域連合が公立大学の設置者となる場合、大学設置の経緯を踏まえると現行の広域割を用いることは考えにくい。そのため、別途の負担割合を協議する必要があるが、連合長が代表責任を負うことになり、負担割合と責任の所在に齟齬が生じる。

※ 広域連合における国又は県からの事務・権限の移譲等については、大学の公立化に伴う関連事項なし。